

大阪市鶴見区告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可した地縁による団体について、同条第11項の規定による告示事項の変更に係る届出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

令和6年9月6日

大阪市鶴見区長 内 田 忠 憲

地縁による団体の名称 中茶屋第一振興町会

及び事務所の所在地 大阪市鶴見区中茶屋1丁目12番19号 中茶屋公民館内

1 変更があった事項及びその内容

変更があった事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	福家 信昭	柴垣 源太
	大阪市鶴見区中茶屋1丁目 16番21号	大阪市鶴見区中茶屋1丁目12 番37号

2 変更の年月日

令和6年4月1日

3 変更の理由

中茶屋第一振興町会長の交代による

（鶴見区役所市民協働課）